

【二〇二〇年度 学会活動報告】

発足十年目となる本年度、早稲田大学多元文化学会では、春期に総会、秋期に研究発表会・講演をオンライン形式にて開催した。なお、学生研究発表は新型コロナ禍により本年度は開催を見送った。秋期大会は、早稲田大学文化構想学部多元文化論系、ならびに本学総合人文科学研究センター「グローバル化社会における多元文化の構築」部門の共催で実施した。

・総会

日時…二〇二〇年六月一七日(水) 一二時～一二時三〇分  
形式…オンライン開催

第十回総会を開き、役員が選出された。各委員の構成については、後に示した。

・秋期大会

日時…二〇二〇年十一月一四日(土) 一三時～一五時四五分  
形式…オンライン開催

第Ⅰ部 研究発表会

発表者…岩崎結衣(佛教大学文学研究科歴史学専攻(通信教育課程) 修士課程)

題目…「徳川実紀にみる近世甲冑の意義の変化について

——家康から家光の時代——」

発表者…白川太郎(早稲田大学文学研究科西洋史学コース

博士後期課程/日本学術振興会特別研究員(DC)

題目…「信仰改革と福音的イタリア・ヴァルド派牧師エ

ミリオ・コンバのリソルジメント」

発表者…崔 鵬偉(早稲田大学文学学術院助教(東洋哲学

コース))

題目…「荒廃した館に現れる百鬼夜行——『今昔物語集』

巻二十七第三十一話を起点に——」

第Ⅱ部 講演

講演者…垣内景子(早稲田大学文学学術院教授)

題目…「二元論と二元化、そして多元のゆくえ」

第Ⅰ部では、一般会員による研究発表が行われ、質疑応答では聴衆からの意見も交えて、検討が行われた。

第Ⅱ部では、本年度から論系に加わった垣内景子先生による講演が行われた。朱子学の考え方を用いながら、論系の名称でもある「多元」という語についてお話された。質疑応答では聴衆からの活発な意見交換が行われた。

## 早稲田大学多元文化学会 会則

### 第一条 名称

本会は、早稲田大学多元文化学会と称する。

### 第二条 目的

本会は、世界の諸文化の実態を踏まえ、既存の学問の枠組を越えた多元的な視座からなる文化論の構築を実践することを目的とする。そのため、会員の研究成果と問題意識の交流に努めるとともに、会員相互の親睦をはかる。

### 第三条 事業

本会は、前条の目的のため、次の事業を行う。

- (1) 総会・大会の開催。
- (2) 学会誌等の発行。
- (3) 研究会・研究発表会・講演会等の企画および開催。
- (4) 学生会員・教員会員による研究班活動。
- (5) 早稲田大学文化構想学部多元文化論系卒業生の懇親活動。
- (6) 早稲田大学文化構想学部多元文化論系の授業および教育活動に資する活動。
- (7) その他目的を達成するために、運営委員会が必要と認められた活動。

### 第四条 会員

本会は、前条までの学会趣旨に賛同し、所定の入会手続きを経た次の者を会員とする。

- (1) 本学会に功労のある者で、運営委員会において推薦された者〔名誉会員〕と称する。
- (2) 早稲田大学文化構想学部多元文化論系に所属する、もしくはかつて所属していた専任教員・助教・助手〔教員会員〕と称する。
- (3) 同論系の在学生〔学生会員〕と称する。
- (4) 同論系の卒業生〔卒業生会員〕と称する。
- (5) 入会を希望する者で、運営委員会において承認された者〔一般会員〕と称する。
- (6) 学会誌の購読を希望する者〔購読会員〕と称する。

### 第五条 会員の権利

会員は、本学会の事業に参加することができ、また学会誌の頒布を受けることができる。また、会員のうち、名誉会員、教員会員、学生会員、一般会員は、学会機関誌及び大会等において研究を発表することができる。なお、研究発表については別にこれを定める。

### 第六条 入会及び退会手続

本会への入会は所定の「入会申込・同意書」を、本会からの退会は所定の「退会申込書」を、個人が提出し、これを運営委員会が承認することをもって手続きとする。

第七条 役員

本会には、次の役員を置く。

- (1) 代表委員 一名
- (2) 運営委員 若干名
- (3) 学生委員 若干名
- (4) 編集委員 若干名
- (5) 会計監査 二名

第八条 役員の任期

役員の任期は一年とし、年度初日（当年四月一日）より年度末日（翌年三月二日）とする。ただし再任を妨げない。

第九条 役員選出

- (1) 代表委員 運営委員の互選により推薦し、総会において選出を行う。
- (2) 運営委員 教員会員の互選により若干名を選出する。
- (3) 学生委員 運営委員会は、運営に関して学生の意見や要望を反映する目的で、学生会員のうちより若干名の学生委員を選出することができる。
- (4) 編集委員 運営委員が兼任するものとする。同委員長については、同委員の互選により一名を選出する。
- (5) 会計監査 代表委員が二名を嘱任する。但し、総会の承認を必要とする。

第十条 会費

会員別に、次の通り会費を定める。なお、三年以上滞納した者は、退会したものと見做す場合がある。

- (1) 名誉会員 無料
- (2) 教員会員 年額三、〇〇〇円
- (3) 学生会員 無料
- (4) 卒業生会員 年額一、〇〇〇円
- (5) 一般会員 年額三、〇〇〇円
- (6) 購読会員 年額二、〇〇〇円

第十一条 財政及び会計

- (1) 本会の財政は、会員が納入する会費および寄付金等をもって賄い、必要に応じて、請求書・領収証等を発行する。
- (2) 本会の会計は、年度初日をもって開始とし、年度末日をもって終了とする。
- (3) 本会の会計の内容は、総会において報告し、審議の上承認を得る。

第十二条 学会誌

- (1) 本会が発行する学会誌は、年一回発行する。学会誌に対する投稿規程は、別に定める。本会は、他にニューズレター等を刊行することができる。
- (2) 本会が発行する学会誌等は、早稲田大学文化構想学部多元文化論系の授業および教育に活用する。

### 第十三条 事務局

事務局は、早稲田大学文化構想学部多元文化論系室に置く。

### 第十四条 会則の改正および修正

本会則の改正および修正は、運営委員会において審議し、総会の承認を得て発効する。

### 附則

本会則は、二〇一一年六月一日より施行する。

二〇一二年六月二日改正

二〇一七年七月一日改正

以上

### 早稲田大学多元文化学会 研究発表会に関する内規

一、学会機関誌及び大会等における研究発表資格者は、原則として新制大学院修士課程在籍以上の会員とする。ただし、運営委員会が判断した場合は、その限りではない。

一、秋期開催の研究発表会に応募し、所定の手続きを経て口頭発表を行うことが内定した者が、その年度に刊行される学会誌への論文投稿を望む場合、別途定める締め切りの規程の限りではない。

以上

早稲田大学多元文化学会二〇二〇年度 役員一覧

代表委員	中澤達哉▼、井上文則▽
運営委員	小田島恒志、河野貴美子▼、垣内景子▽、高屋亜希、エドワード・チャン、源貴志、中澤達哉▼、井上文則▽、吉原浩人、小二田章、杉田貴瑞、寺嶋雅彦
編集委員	小田島恒志、河野貴美子▼、垣内景子▽、高屋亜希、エドワード・チャン、源貴志、中澤達哉▼、井上文則▽、吉原浩人（編集長）、小二田章、杉田貴瑞、寺嶋雅彦
学生委員	三國晴司
会計監査	森由利亜、菅野素子*

\*…外部委員

▼…九月二二日まで      ▽…九月二二日から

執筆者紹介（掲載順）

垣内景子	文学学術院教授
小二田章	文学学術院講師（任期付）
吉原浩人	文学学術院教授
崔 鵬偉	文学学術院助教
アドナン・アリフ・カーン	文学学術院助教
タニア・ホサイン	文学学術院教授
杉田貴瑞	文学学術院助教
寺嶋雅彦	文学学術院助手
森由利亜	文学学術院教授
	連雀学園三鷹市立第一中学校外国語指導助手